

天理市キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入事業 入札仕様書

1. 業務名

天理市キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入事業

2. 目的

本仕様書は、天理市役所市民課窓口において、各種証明書発行手数料等の収納業務を効率化し、市民サービスの向上を図るため、キャッシュレス決済対応 POS レジシステム（以下「本システム」という。）を導入するにあたり、必要な機能、性能、要件等を定めるものである。

3. 納入場所

奈良県天理市川原城町 605 番地

天理市役所 1 階 くらし文化部市民課

4. 契約期間及びスケジュール

(1) 契約の種類と期間

本事業は、以下の 3 つの契約から構成される。入札金額には、下記期間内の費用のすべてを含めること。

①レジー式売買契約【備品購入費】

- 契約時期：令和 8 年 12 月 1 日まで
- 物件引渡日：令和 8 年 12 月 28 日

②POS レジシステム保守委託契約【委託料】

- 契約期間：令和 9 年 1 月 4 日から令和 13 年 12 月 28 日まで（60 ヶ月）
- 保守委託契約開始日：令和 9 年 1 月 4 日

③サービス利用契約【役務費】

- 内容：キャッシュレス決済端末利用料及び POS クラウドサービス利用料（収納管理、売上集計、証明書等に係る収入種別の設定その他本仕様書に定めるクラウドサービス機能を含む。）等
- 契約期間：令和 9 年 1 月 4 日から令和 13 年 12 月 28 日まで（60 ヶ月）
- サービス利用契約の提供開始日/課金開始日：令和 9 年 1 月 4 日

(2) 導入スケジュール

①仮設置

売買契約締結後、本市が指定する期日までに市民課執務室内に仮設置を行

うこと。

②研修・試験運用

仮設置完了後、物件引渡しまでの間に、受注者による操作研修及び職員による試験運用期間を設けること。

③物件引渡し

令和8年12月28日に、総合窓口カウンターへ物件引渡しを行うこと。

④費用負担

上記①から③まで（仮設置、物件引渡し、移設、設定、研修、試験運用対応等）に係る費用は、「4. (1) レジー式売買契約【備品購入費】」に含めること。

⑤既存機器の撤去

現在設置されている既存レジスター等の撤去及び廃棄処分は、本件受注者の負担と責任において行うこと。

※既存レジスター…東芝テック製レジ（FS-770-R）、リモートスリッププリンタ（DRS-309-1）

⑥業務開始予定

令和9年1月4日

5. 導入物件の構成

本システムは、以下の機器により構成される「POS レジシステム 一式」とする。

なお、本システムはローテーブル（カウンター）（幅 100mm、奥行 80mm、高さ 70mm）に置く形で運用するため、省スペースかつ操作性に優れた構成とすること。

①POS レジ本体：1 台

②自動釣銭機：1 台

③キャッシュレス決済端末：1 台

④付属機器：職員/利用者操作用タッチパネル、レシートプリンタ、カスタマーディスプレイ、ドロア等、運用に必要な一切

⑤通信機器：POS データをクラウドで運用するための通信機器一切

⑥決済操作確認カメラ（監視カメラ）：1 式

6. 機能・機器要件

別紙1「機能・機器要件仕様書」で定めるとおりとする。

7. 指定代理納付業務に関する要件（収納代行）

本業務におけるキャッシュレス決済（指定代理納付）の運用及び精算は、以下の条件を満たすこと。

(1) 対象となる収入

市民課の総合窓口での各種証明書発行手数料とする。なお、「別紙1 機能・機器要件仕様書 (1) POS レジ本体・システム機能」のとおり、対象となる収入種別について、契約期間内に追加となることがある。

(2) 納付及び精算方法

- クレジットカード、電子マネー及びコード決済（以下、「クレジットカード等」という。）納付による立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月の末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。）までに、本市があらかじめ指定する方法により支払うこと。

※営業日とは、天理市の休日を定める条例（平成元年天理市条例第4号）第1条第1項各号における休日に該当しない日をいう。

- 本市への立替金の納入については、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず、一括の支払いとすること。
- クレジットカード等納付による立替金を振り込む際の手数料は、受注者の負担とすること。
- キャッシュレス決済等取扱事業者が複数である場合等は、立替金の納付、取扱い手数料の請求及び本市からの支払いについては、代表者が一元的に取りまとめること。

(3) 明細の送付

- 各月毎のクレジットカード等納付による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を、入金予定日の5営業日前までに本市まで送付すること。
なお、明細は、受注者が指定する専用サイトでダウンロードする方法でも差し支えない。その場合でも、入金予定日の5営業日前までにダウンロードできる状況にすること。

(4) キャッシュレス決済等取扱手数料の請求・支払

- 本市は、受注者からの請求に基づき、キャッシュレス決済等取扱手数料を支払う。なお、請求は、各月毎に末日を締め日として集計し、決済種別を問わず一括して請求するものとする。
- **取扱手数料の額**：各月毎の売上金額において、決済種別ごとに決済業者が定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。また、取扱手数料率については、機器設置までに、一覧にしたものを本市に提供しなければならない。

8. 保守・サポート要件

- 保守委託期間は、令和9年1月4日から令和13年12月28日まで（60ヶ月）とする。
- **対応時間**：少なくとも天理市役所開庁時間に対応できるものとする。
- **サポート体制**：機器の故障、不具合発生時には、速やかに対応できる体制（電話サポート、オンサイト保守等）を有すること。
- 収入種別の追加・変更が必要になった際は、必要なサポートを行うこと。また、その際の費用についても保守契約に含めること。
- 決済操作確認カメラ及び映像参照機能（専用サイト/管理画面等）について、障害時の切り分け・復旧支援を含むサポートを提供すること。
- 映像の保存（1カ月）が継続されるよう、容量逼迫、保存異常、参照不可等が発生した場合の通知手段又は運用手順を提示すること。

9. その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。

機能・機器要件仕様書

本入札において導入する物件に係る機能・機器要件は、次に掲げるとおりとする。

導入機器等	機能・機器要件
(1) POS レジ 本体・システム 機能	- 直感的に操作可能なタッチパネル式であること。 - POS レジ本体はセミセルフ方式とし、タブレットレジは不可とする。(職員が POS レジで収入種別、数量及び金額の登録並びに会計確定操作を行い、会計確定後は利用者が自動釣銭機及びキャッシュレス決済端末により支払操作を行えること。支払完了/未完了/取消等の結果が POS レジに連動し、結果に応じて取引を確定できること。) 0 円計上機能：証明書種別にて、0 円計上ができる機能を有すること。0 円計上の取引については、利用者による自動釣銭機及びキャッシュレス決済端末での支払操作を要せず、職員による会計確定操作により取引を確定できること。0 円計上の取引データについても、他の取引と同様にクラウドサービスへ連携され、収入種別ごとの件数等が集計可能であること。 収入種別追加対応：業務対象となる収入種別について、契約期間内に追加となる可能性があるため、種別追加に対応できること。 - eL-QR を用いた収納に対応していること。 - 日計・月計等の集計機能を有し、ジャーナルデータの保存・出力が可能であること。また、クラウドサービスにより同等以上の集計確認及び出力が可能であること。 - 取引金額等をキャッシュレス決済端末と連動可能であること。 クラウドサービスとの連携：POS レジでの取引データ(収入種別、数量、金額、決済種別、ブランド等)が、原則として自動でクラウドサービスへ連携され、管理画面で確認できること。 科目用メニューボタン：職員操作用タッチパネルについて、1 ページ 60 メニュー以上であること。 ガイダンス機能：「お金を投入してください」、「よろしければ はい をタッチしてください」、「お釣りを

	お取りください」等、音声で案内が可能なこと。 ● 現金外入力：汚損貨幣（機械読取不可のもの）など現金以外での取引が可能なこと。 ● 市民が操作する利用者操作用タッチパネルについて、多言語表示に対応すること。 ● 表示言語は少なくとも次の4言語に対応すること。 ・日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語 ● 言語切替は、市民が迷わず操作できる動線（例：初期画面で選択、又は画面内ボタンで切替等）を有すること。 ● 領収書発行機能：会計終了後、領収書が必要な明細を指定して領収書が発行できること。領収書はインボイス制度に対応していること。また、返金時の適格返還請求書にも対応していること。 ● 防犯カメラ連携機能：「(8) 決済操作確認カメラ（監視カメラ）」で掲げる機能を有したカメラを設置し、取引番号/レシート番号で映像を確認できる等、POSレジと連携できること。
(2) 自動釣銭機	● 硬貨及び紙幣の投入・払出しが迅速に行えること。 ● 硬貨及び紙幣の入金口、出金口の案内を標記したカバーが取り付けられていること。 ● 現金の詰まりが少なく、万が一の際も復旧が容易な構造であること。 ● 自動釣銭機は、金種ごとに最低でも90枚以上を収納できること。 ● 補充ガイダンス機能：つり銭不足に対して容易に補充枚数が分かるよう、あらかじめ設定した基準値に対して、何を何枚（何本）補充すれば良いか、レジ本体又は自動釣銭機のディスプレイに表示できること。 ● エラー解除ガイダンス機能：自動釣銭機のトラブル発生時は、解除方法のガイダンスを画面で表示又は案内を備え付ける等して、スムーズな復旧が可能なこと。 ● 在高確認機能：紙幣、硬貨自動釣銭機内の現金在高をディスプレイ表示及びレシートへの出力が可能なこと。 ● 日時締め等の日時処理において売上金を払出す際、あらかじめ設定した釣銭枚数（釣銭準備金）を自動で残して払出しできる機能を有すること。 ※金種別に残置枚数を設定できること。 ※当該機能により、翌開庁日の釣銭準備が効率化できること。

	● 金種枚数確認機能：任意の時点で、自動で釣銭機内の硬貨及び紙幣の金額を釣銭機内を開くことなしに換算又は視認できること。
(3) キャッシュレス決済端末	● マルチ決済対応：クレジットカード、電子マネー、コード決済（QR コード決済）を読み取ることができること。 ● 対応決済ブランド：以下のブランドに対応すること。 ○ クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB ○ 電子マネー：WAON、iD、nanaco、楽天 Edy ○ コード決済：PayPay、楽天ペイ、d 払い ● 職員が POS レジで登録した会計金額を、再度入力することなしにキャッシュレス決済端末での操作ができる等、レジとの連携が可能であること。
(4) クラウドサービス（収納管理、売上集計、収入種別の設定等）	POS レジと連携して動作するクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を提供し、本市職員が Web ブラウザ等により各種設定及び集計確認を実施できること。クラウドサービスの利用に要する費用は、「4. (1) サービス利用契約【役務費】」に含めること。 ア. 基本要件 ● クラウドサービスは、本システムの運用に必要な通信環境（独立回線等を含む。）において利用可能であること。 ● クラウドサービスは、利用者 ID 等による認証機能を有し、権限管理（例：管理者権限、閲覧権限等）が可能であること。 ● 取引データは、クラウドサービスにおいて保存され、検索、閲覧及び出力が可能であること。 ● 取引データは、日次/月次等の集計に必要な粒度で保持され、契約期間中、継続して参照できること。 ● POS レジにおける取引データ（収入種別、数量、金額、決済種別、ブランド等）は、原則として自動的にクラウドサービスに連携され、管理画面上で確認できること。 ● クラウドサービスの管理画面（設定、集計確認、出力等）は、庁内既設 LAN に接続した本市の業務 PC の Web ブラウザから、利用者 ID 等による認証により利用できること。 イ. 収納管理・売上集計機能 ● 売上集計について、少なくとも以下の条件で抽出・表示・出力できること。

	。 期間指定（日付、月、任意の開始日-終了日） 。 収入種別 。 決済種別（現金/クレジット/電子マネー/コード決済等） 。 ブランド別内訳（例：VISA、Mastercard、JCB、電子マネー各ブランド、コード決済各ブランド等） ・ 任意の範囲（期間、収入種別等）で、少なくとも以下を確認できること。 。 収納品数（数量） 。 収納件数（取引件数等、客数として扱う指標） 。 売上額 ・ 集計結果は、画面表示に加え、ファイル出力（例：CSV 等）が可能であること。 ・ 収納情報データについて、決済種別ごとのブランド別金額内訳を本市に提供できること。なお、当該提供は、クラウドサービス上での閲覧及びファイル出力（例：CSV 等）により実施できること。 ウ．収入種別の設定・管理機能 ・ 収入種別の登録・変更・追加がクラウドサービス上で確認及び管理できること。 ・ 収入種別ごとに、少なくとも名称、単価、課金区分（0 円計上含む）、有効/無効等の管理ができること。 ・ 運用期間内に収入種別が追加となる場合において、クラウドサービス上で設定できること。 エ．検索性及び履歴確認 ・ 取引検索機能を有し、少なくとも日付、金額、収入種別、決済種別により絞り込みができること。 ・ 取消、返品、訂正等の処理を行った場合、可能な範囲で当該履歴を確認できること。なお、決済種別ごとの運用上の制約等により対応が困難な場合は、代替手段を提案すること。
（５）通信環境・セキュリティ	・ 本システムの運用に必要なインターネット通信環境（LTE ルーター等）は、受注者において用意すること。POS レジ、自動釣銭機及びキャッシュレス決済端末等の決済系機器の通信は、庁内ネットワークとは切り離れた構成とすること。 ・ セキュリティ要件：クラウドサービスを利用する場合、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されている、または第三者評価（例：ISO/IEC27001 等）により、同等以上のセキュ

	リティ基準を満たすサービスであること。 ● 個人情報の取扱い：本市を甲、受注者を乙とし、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。 ● 上記に掲げるもののほか、通信環境・セキュリティについての要件は、天理市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
(6) システム運用、業務体制	● 個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。 ● 金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡については、受注者は最大限の協力をすること。 ● 利用者に対し、クレジットカード等での支払いが可能であることを案内するため、取扱ブランドのアクセプタンスマークを受注者の負担により掲示すること。 ● 決済操作確認カメラの設置について、市民への周知に必要な物品（掲示物等）の提供、又は掲示文案の提示を行うこと。 ● 映像の目的外利用を防止するため、映像の参照権限、参照手順、参照ログ等を含む運用手順を提示すること。
(7) 障害時の対応	● 開庁時間中の障害発生時は、常時サポート体制を取っていること。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。 ● システム障害や通信障害の発生時においても、現金による収納業務が継続できる機能を有すること。加えて、自動釣銭機に障害が発生した場合においても、手動による現金収納（例：ドロア運用等）に切り替えて収納業務を継続できること。切替時の取引記録方法及び復旧後の集計への反映方法について、日次締めに支障が生じない代替手段を提示すること。 ● 障害復旧次第、障害発生中の現金取り扱い履歴について、POS 連携によりクラウド上の集計データへ可能な限り自動反映とすること。困難な場合は、手動取込み等の代替手段を提案し、日次締めに支障がないこと。 ● 決済操作確認カメラ又は映像参照機能に障害が発生した場合の切り分け手順、復旧目標、代替手段（例：参照不可期間の取扱い）を提示すること。
(8) 決済操作確認カメラ（監	● 市民が決済のために利用者操作用タッチパネルを操作する状況を撮影できること。

視カメラ)	• 機器は大型の据置型ではなく、タッチパネル上部に装着できる小型カメラ又はタッチパネル一体型等の省スペースな構成であること。 • 撮影した映像は、取引確定後の問合せ対応を目的として参照できること。 • 映像は1カ月間以上保管できること。また、保管期間経過後は自動削除若しくは上書きで録画できること。 • 映像は、受注者が提供する専用サイト/管理画面等で参照できること。参照にあたっては、少なくとも以下に対応すること。 ・日時による検索 ・参照権限の設定 ・参照ログの取得 • 撮影範囲は、原則として利用者操作タッチパネル画面及び手元に限定し、顔等の個人識別性が高い情報の映り込みを極力抑制する画角・設置方法とすること。
--------------	--

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(安全管理措置)

第3条 乙は、この契約による事務の遂行に当たり、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止のために安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(適正な取得)

第4条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(従事者の監督)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 乙は、天理市個人情報の適正管理に関する要綱第18条の規定を遵守し、市が行う同条第3項に規定する実地監査に協力するよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら
行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又
は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この
契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲
が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況につい
て、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求
め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではなら
ない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのある
ことを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に
関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた
ときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、
契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。